

淡路広域水道企業団職員任用試験委員会要綱

平成 23 年 7 月 1 日

訓 令 第 8 号

改正 平成 25 年 5 月 29 日 訓令第 5 号 | 平成 30 年 6 月 1 日 訓令第 5 号
平成 26 年 5 月 27 日 訓令第 4 号

(設置)

第 1 条 淡路広域水道企業団職員の任用に関する規則（平成 22 年規則第 13 号）に規定する職員の採用及び昇任に必要な競争試験（以下「試験」という。）の公正な実施を確保するため、淡路広域水道企業団職員任用試験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について調査、審議し、その結果を企業長に報告するものとする。

- (1) 試験の科目、内容その他試験の方法に関すること。
- (2) 試験の合格者及び不合格者の判定に関すること。
- (3) 試験の方法について必要な事項の調査に関すること。
- (4) 前各号に定めるもののほか、企業長が特に必要と認める事項。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 7 名をもって組織し、職員のうちから企業長が任命する。

- 2 委員会には、委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長には淡路広域水道企業団規約（昭和 57 年兵庫県指令地第 43 号）第 9 条第 2 項に規定する関係市の長が共同して任命した副企業長を充て、副委員長は委員長が指名する。
- 4 企業長は、職員採用の選考のため必要と認めるときは、職員に替えて人事行政に優れた識見を有する者（以下「識見委員」という。）を委員に任命することができる。
- 5 委員長は、必要に応じて、識見委員に試験及び委員会に出席を求めて、意見を聞くことができる。
- 6 委員会は、必要に応じて補助委員を置き、所掌事務を補助させることができる。
- 7 補助委員は、職員のうちから委員長が任命する。

(任期)

第 4 条 委員及び識見委員の任期は当該年度の職員の選考が終わるまでとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第 5 条 委員長は、会務を総理し、会議の長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員（委員長が、必要と認め、識見委員に出席を求めたときは、識見委員を含めた人数。）の4分の3以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、学識経験者その他関係者の出席を求め、その意見を聞き、若しくは説明を求め、又は必要な資料等の提出を求めることができる。

（秘密の保持）

第8条 委員、識見委員及び委員会の会議の関係者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（事務局）

第9条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

（補足）

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成25年5月29日訓令第5号）

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則（平成26年5月27日訓令第4号）

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（平成30年6月1日訓令第5号）

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。